

医 政 発 0626 第 4 号  
令 和 6 年 6 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

歯科保健医療対策事業実施要綱の一部改正について

標記の事業については、平成 15 年 4 月 4 日付医政発第 0404001 厚生労働省医政局長通知の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。